

令和2年山辺町農業委員会第1回総会 議事録

1. 開催日時 令和2年1月24日（金） 13時30分～14時30分

2. 開催場所 山辺町役場3階 委員会室（1）

3. 出席委員（8人）

1番	江口 順市	2番	佐藤 忠也
3番	佐藤 るみ子	4番	岡崎 政志
5番	渡邊 秀彦	6番	多田 美幸
7番	稲村 健	8番	会田 保兵衛

4. 欠席委員（0人）

5. 職務により総会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 吉田 郁男 農地係長 鎌上 寛史 主事 木村 健太

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議第1号 農用地利用集積計画に対する決定について

議第2号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

報告（1） 農地法第3条の3第1項による届出書の受理について

報告（2） 山辺町農業委員会事務局処務規定第5条第8号による事務局長専決処分について

①農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について

②農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

報告（3） 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認の報告について

7. 会議の概要

会長 | ご苦労様です。只今より山辺町農業委員会第1回総会を開催いたします。初めに事務局長より出席委員の報告をお願いします。

事務局 | はい。本日、出席委員は、8名中8名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、山辺町農業委員会会議規則第4条によりまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、会田会長にお願いします。

議長 | それでは、議長を務めさせていただきます。初めに、議事録署名委員の指名ですが、私から指名してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、6番多田美幸委員と7番稲村健委員よろしくお願ひします。

これより、議事に入りますが、議第1号に、江口委員が借り人となっておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により当該議案の開始から終了までの退席をお願いします。関係議案終了後に着席いただきます。

(江口委員退席)

議長

議第1号「農用地利用集積計画に対する決定について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料4ページからご説明いたします。

【議第1号、1番から9番を議案書をもとに朗読】

以上よろしくご審議をお願いします。

議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問をお願いします。

岡崎委員

中間管理機構に農協の円滑化事業は、組み込まれていたと思っていたのですが、まだ組み込まれていないのですか。

事務局

現時点では組み込まれておりません。今年の4月から農協では新規の設定が出来なくなるといふことで、その後の更新のタイミングで中間管理機構に移行するのか、または円滑化事業ではなく通常の利用集積や、3条に移行するのかを決めていただくこととなります。今後5年間くらいの期間を定めて移行していく流れかと思われまふ。

議長

他に何かありますか。無いようなので決を採ります。

議第1号「農用地利用集積計画に対する決定について」賛成委員の挙手を求めまふ。

(全員賛成)

議長

全員賛成です。よってこの件を決定しますのでよろしくお願ひします。

(江口委員着席)

議長

次に議第2号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。資料7ページからご説明いたします。
【議第2号を議案書をもとに朗読】
以上よろしくご審議お願いします。

議長 ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問お願いします。

渡邊委員 研修会は考えているのか。

事務局 町独自研修というのは難しいものがありますので、地区別研修会等でこの部分の説明が入ってくると考えています。

渡邊委員 町独自ではないのか。

事務局 各農業委員会でという話になれば検討したいと思います。

議長 他に何かありますか。無いようなので決を採ります。
議第2号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 全員賛成です。よってこの件を決定しますのでよろしくお願いします。
次に、報告事項に入ります。「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。資料の9ページになります。農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。
【報告(1)、3件を議案書をもとに朗読】
以上で報告を終わります。

議長 これについて何か質問等ございますか。

議長 無いようです。
次に、「①農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について②農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料の10ページになります。①農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について②農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について。

【報告(2)3件を議案書をもとに朗読】

以上で報告を終わります。

議長

これについて何か質問等ございますか。

議長

無いようです。

次に、「農地法第18条第6項の規定による通知書の確認の報告について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料の11ページになります。農地法第18条第6項の規定による通知書の確認の報告について。

【報告(3)、19番から24番を議案書をもとに朗読】

以上で報告を終わります。

議長

これについて何か質問等ございますか。

議長

他に何かありますか。何も無いようですので、以上を持って山辺町農業委員会第1回総会を閉会いたします。